



島根県報

平成22年 2月19日 (金)

号外 第 2 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林

(森 林 整 備 課) 2

告 示

島根県告示第103号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町小坂964- 8、964- 9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため